

2024年6月27日

各位

会 社 名 S G ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 松 本 秀 ー (コード番号:9143 東証プライム市場) 問合せ先 執 行 役員 財務・経理 担当 高橋 聡 (TEL 075-693-8850)

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「株式会社C&Fロジホールディングス株式 (証券コード:9099) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ

SGホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2024年5月31日開催の取締役会において、株式会社C&Fロジホールディングス(証券コード:9099、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2024年6月3日より本公開買付けを実施しておりますが、(1)公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が2024年6月24日に終了したこと、(2)公開買付者が、公正取引委員会から2024年6月25日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び2024年6月25日付「禁止期間の短縮の通知書」を2024年6月25日に受領したこと、並びに(3)公開買付届出書の記載事項の一部に誤記及び訂正すべき事項が生じたこと等に伴い、2024年6月3日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2024年6月3日付公開買付開始公告の記載事項の一部を訂正するとともに、当該通知書を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2024年5月31日付「株式会社C&Fロジホールディングス株式(証券コード:9099)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。)及び2024年6月3日付公開買付開始公告の一部を変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本変更は、法第 27 条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。変更箇所には 下線を付しております。

記

I. 公開買付開始プレスリリースの変更

- 1. 買付け等の目的
 - (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
 - ② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
 - (ii) 検討・交渉の経緯

(変更前)

<前略>

D) 当該価格は対象者の株価変動のきっかけとなった AZ-COM 丸和ホールディングスによる AZ-COM 丸和ホールディングス取引の公表がなされる直前の 2024 年3月21日の東京証券取引所における対象者株式の終値2,041円に対して181%(小数点以下四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,919円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)に対して199%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,729円に対して232%、同過去6ヶ月

間の終値の単純平均値1,565 円に対して267%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、これは経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の公表日である2019年6月28日以降に公表された公開買付けの事例の中で2024年5月21日時点までに公開買付けが成立した同種事例(第三者による非公開化を前提とした公開買付けの事例であり、かつ、取引前において議決権所有割合が20.00%未満の公開買付者による国内上場会社(Tokyo Pro Market を除く。)を対象とした事例。ただし、自己株式の公開買付け案件、いわゆるディスカウント公開買付け案件及びマネジメント・バイアウト(MBO)(注1)取引を除く。)60件におけるプレミアム水準(直前日の終値に対して中央値38.15%・平均値48.01%、直前日の過去1ヶ月の平均終値に対して中央値34%・平均値46%、直前日の過去3ヶ月の平均終値に対して中央値41%・平均値52%及び直前日の過去6ヶ月の平均終値に対して中央値45%・平均値54%)と比較して、当該価格は、過去の類似取引に比しても優位なプレミアムが付与されているものと認められるものであること。

<後略>

(変更後)

<前略>

D) 当該価格は対象者の株価変動のきっかけとなった AZ-COM 丸和ホールディングスによる AZ-COM 丸和ホー ルディングス取引の公表がなされる直前の 2024 年3月 21 日の東京証券取引所における対象者株式の終 値2,041 円に対して181% (小数点以下四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、過去 1ヶ月間の終値の単純平均値1,919円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同 じです。) に対して 199%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,729 円に対して232%、同過去6ヶ月 間の終値の単純平均値1,565円に対して267%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、これは 経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の公表日である 2019 年6月 28 日以降に 公表された公開買付けの事例の中で2024年5月21日時点までに公開買付けが成立した同種事例(第三 者による非公開化を前提とした公開買付けの事例であり、かつ、取引前において議決権所有割合が 20.00%未満の公開買付者による国内上場会社 (Tokyo Pro Market を除く。) を対象とした事例。ただし、 自己株式の公開買付け案件、いわゆるディスカウント公開買付け案件及びマネジメント・バイアウト(M BO) (注1) 取引を除く。) 60 件におけるプレミアム水準(直前日の終値に対して中央値34%・平均値 46%、直前日の過去1ヶ月の平均終値に対して中央値38%・平均値48%、直前日の過去3ヶ月の平均終 値に対して中央値 41%・平均値 52%及び直前日の過去6ヶ月の平均終値に対して中央値 45%・平均値 54%) と比較して、当該価格は、過去の類似取引に比しても優位なプレミアムが付与されているものと認 められるものであること。

<後略>

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を 担保するための措置
 - ④ 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
 - (ii) 対象者株式に係る算定の概要

(変更前)

<前略>

なお、プルータス・コンサルティングが DCF 法に用いた本事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことですが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026 年3月期における運転資本の増加により、2026 年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいて1,534 百万円への減少を見込んでいるとのことです。また、2028 年3月期においては、新規施設の取得による投資の増加により、2028 年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいて▲8,707 百万円への減少を見込む一方、2029 年3月期においては、2028 年3月期に比して新規施設の投資の減少を予定しているため、2029 年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいて、3,068 百万円への増加を見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー

効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、プルータス・コンサルティングが DCF 法に用いた本事業計画には加味されていないとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

なお、プルータス・コンサルティングが DCF 法に用いた本事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことですが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026 年3月期における運転資本の増加により、2026 年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいて1,534 百万円への減少 (前期比41% (小数点以下四捨五入。以下、増減率の計算において同じです。)の減少)を見込んでいるとのことです。また、2028 年3月期においては、新規施設の取得による投資の増加により、2028 年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいて▲8,707 百万円 (前期比700%の減少)への減少を見込む一方、2029 年3月期及び2030 年3月期においては、各前事業年度に比して新規施設の投資の減少を予定しているため、2029 年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいて、3,068 百万円への増加 (前期比135%の増加)、2030 年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいて、5,113 百万円への増加 (前期比67%の増加)を見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、プルータス・コンサルティングがDCF 法に用いた本事業計画には加味されていないとのことです。

<後略>

- ⑥ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- (ii) 対象者株式に係る算定の概要

(変更前)

<前略>

なお、山田コンサルが DCF 法に用いた本事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことですが、フリー・キャッシュ・フローにおいては大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2028 年3月期においては、新規施設の取得による投資の増加により、2028 年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいて大幅な減少を見込む一方、2029 年3月期においては、2028 年3月期に比して新規施設の投資の減少を予定しているため、2029 年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいて大幅な増加を見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、山田コンサルが DCF 法に用いた本事業計画には加味されていないとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

なお、山田コンサルが DCF 法に用いた本事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことですが、フリー・キャッシュ・フローにおいては大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2028 年3月期においては、新規施設の取得による投資の増加により、2028 年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいて、▲7,932 百万円への減少(前期比505%の減少)を見込む一方、2029 年3月期においては、2028 年3月期に比して新規施設の投資の減少を予定しているため、2029 年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいて、3,899 百万円への増加(前期比149%の増加)を見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、山田コンサルが DCF 法に用いた本事業計画には加味されていないとのことです。

<後略>

- 2. 買付け等の概要
- (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(変更前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等 に係る議決権の数	O個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等 に係る議決権の数	O個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等 に係る議決権の数	215, 571 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等 に係る議決権の数	O個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	218, 366 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有 株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券 等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省 令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者か ら除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、特別関係 者が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等 に係る議決権の数」は 0 個としております。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者の所有する対象者の株 券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正した内容を開示する予定です。

<後略>

(変更後)

	- 1	(mark to a take the second of the take the second of the take the
買付け等前における公開買付者の所有株券等	0個	(買付け等前における株券等所有割合
に係る議決権の数		0,00%)
The state of the control of the cont		11.11,4,
	- h	(mm / 1) 1 hds V () 2 , () we let the hole of A what A
買付け等前における特別関係者の所有株券等	0個	(買付け等前における株券等所有割合
に係る議決権の数		0.00%)
四月に依然によいよう八月四月日本のデナ州本体	015 571 /15	(四月したなが)ったいよった火がゴデナタル人
買付け等後における公開買付者の所有株券等	215, 571 個	(買付け等後における株券等所有割合
に係る議決権の数		100.00%)
四月)子体後によりまえ 株印間校 孝の武士州・米佐	0個	(四月)ナベベフェッナス 批光体記去生(人
買付け等後における特別関係者の所有株券等	り他	(買付け等後における株券等所有割合
に係る議決権の数		0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	218, 366 個	
Adda to the bloom of the same	210,000 [2]	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有 株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券 等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省 令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者か ら除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、特別関係 者が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等 に係る議決権の数」は0個としております。

<後略>

- (9) その他買付け等の条件及び方法
 - ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(変更前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ<u>第4号</u>並びに同条第2項第3号乃 至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事 項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、(a)本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする 剰余金の配当 (株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸 借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(3,494百万円(注))未満であると見込まれるものを除 きます。)を行うことを決定した場合、若しくは上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議するこ とを決定した場合、又は(b)具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を 基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合において、対象者の最近事業年度の末日における単 体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性がある場 合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金 銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額(3,494百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、 又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。 また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事 実」とは、(a) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は 記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(b) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至ト に掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、独占禁止法第 10 条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(i)公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき排除期間が満了しない場合、又は(iii)公開買付者が同法第 10 条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第 10 条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

<後略>

(変更後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事 項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、(a)本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする 剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸 借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(3,494百万円(注))未満であると見込まれるものを除 きます。)を行うことを決定した場合、若しくは上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議するこ とを決定した場合、又は(b) 具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を 基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合において、対象者の最近事業年度の末日における単 体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性がある場 合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得 (株式を取得するのと引換えに交付する金 銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額(3,494百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、 又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。 また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事 実」とは、(a) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は 記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(b) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至ト に掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

Ⅱ. 2024年6月3日付公開買付開始公告の変更

- 2. 公開買付けの内容
 - (11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法 (変更前)

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至 第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ず る事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、(a) 本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日と する剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単 体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(3,494百万円(注))未満であると見込まれる ものを除きます。)を行うことを決定した場合、若しくは上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付 議することを決定した場合、又は(b) 具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開 始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合において、対象者の最近事業年度の末日に おける単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性 がある場合、及び2対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに 交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の 帳簿価額の10%に相当する額(3,494百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決 定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合 をいいます。また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事 実に準ずる事実」とは、(a) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記 載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(b)対象者の重要な子会 社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(i)公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき排除期間が満了しない場合、又は(iii)公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

<後略>

(変更後)

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に 定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、(a)本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当 (株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額 (3,494 百万円 (注)) 未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、若しくは上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、又は(b) 具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額 (3,494 百万円) 未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。また、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(a) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記

載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(b) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

以上